

台風第19号により浸水・冠水した農作物等の技術対策（作物）  
（第4報）

1 水稲

① 稲わらの処理

- ・金属やガラスなど危険物の混入がなく、稲わらの乾物量が600kg～1,000kg/10a程度の場合でほ場にすき込む場合は、ゴミなどをできるだけ取り除き、ほ場全面に広げ、なるべく早い時期にロータリー等で土とよく混和する。その後、春先までに2回程度混和すること。
- ・また、稲わらの分解を促進するため、必要に応じて、石灰窒素などの腐熟促進剤も活用する。（各剤の使用方法に基づいて使用する。）

※石灰窒素の場合：10a当たり現物量10～20kg（窒素成分で2～4kg）、排水不良で窒素が残りやすいほ場では10a当たり10kg（窒素成分で2kg）程度とする。

- ・グライ土壤等、排水条件の悪いほ場では、本来たい肥にしてから施用することが望ましいが、すき込む場合は水田の排水を図るなど、稲わらが分解しやすい条件をつくる。

② 収穫を断念した稲の処理

- ・稲体をチョッパー等で細断して、ほ場全面に広げ、なるべく早い時期にロータリー等で土とよく混和する。その後、春先までに2回程度混和する。
- ・また、分解促進のため、必要に応じて、石灰窒素など、腐熟促進剤も活用する。  
（施容量は①稲わら等の処理を参照）
- ・翌年の基肥窒素量については、すき込んだ稲わらや籾・玄米の量に応じて基肥窒素量を減らし、追肥や早めの中干し等で調整する。

※収穫を断念しすき込む場合は、事前に農業共済組合に連絡し評価実施後に刈取を行う。

また、飼料用米等主食用米以外については農業共済組合のほか水田活用の直接支払い交付金に該当する場合は、市町にも連絡する。

③ 広範囲で複数のほ場の稲わらが特定ほ場に集中した場合の処理

- ・稲わらが大量の場合、ほ場外に持ち出す必要がある。個々の農家での対応は困難なため、環境省、農林水産省の両省のスキームで処理をする。

**※③については、市町で稲わら処理の取組について検討されていることから、処理を行う前に市町に相談してください。**

**また、処理前・後、作業中の写真や作業日誌等、書類の保存をお願いします。**

④ その他

- ・耕起の際は、水田に流入したガラス片や金属片など危険物は取り除き注意しながら作業する。
  - ・ほ場に油類（重油・軽油）が流入した場合は、油分の酸化分解を促進するため、土壤を乾燥させる。
- ※ケイカルや消石灰を40～60kg/10a施用すると油分の分解が促進されるため、必要に応じて活用する。

## 2 大豆

- ・収穫を断念した場合は、ほ場に残された大豆を、チョッパー等で細断してロータリーですき込む。  
(農業共済、経営所得安定対策に加入している場合は、すき込む前に、農業共済組合や市町村に相談して下さい。)

※次年度に水稻を作付けする場合は、窒素肥料の基肥施用は行わず、追肥主体の肥培管理を行って下さい。

## 3 麦類

- ・播種が遅れた分の生育量を確保するために、可能な範囲で、播種量を慣行より増やす。
- ・出芽苗立ちの安定に向けて、最低でも70%の碎土率(耕土中の直径2cm以下の小土塊の重量割合)を確保する。また適切な播種深度(ドリル播きで3cm程度)になるよう丁寧な作業を心がける。